



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





廃止が基本的見直しを—労災保険の根幹の問題

労災保険メリット制の今後について考える緊急集会

1月30日、東京の連合会館にて日本労働弁護団・過労死弁護団全国連絡会議の主催で、「労災保険『メリット制』の今後について考える緊急集会」が開催されました。労災保険のメリット制とは、事業の労働災害の発生状況に応じて、+40%から-40%の範囲で労災保険率を増減させる制度です。目的は「保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の一層の促進とされています。

この制度を理由にしてあんしん財団が起した労災認定取消しを求める裁判で、東京高裁が使用者の原告適格を認めた判決を出したことから、労災保険の根幹に関わる問題としてクローズアップされてきました。主催者あいさつで過労死弁護団の川人博弁護士は「労災認定に協力する事業所が損をする現状がある。制度のありようをしっかりと検討することが必要」と訴えました。

特定事業主の7割が減額

はじめに山岡遥平弁護士から「メリット制の問題の概要」の説明がありました。メリット制の対象となるのは「特定事業主」といわれ、原則として100人以上を使用する一定規模以上の事業主となります。制度の現状としては全事業主の約5%が適用を受け(2021年)、減少した労災保険料の総額は約1500億円です。特定事業主の約70%が減額を受けているのです。

メリット制に関する裁判としては、労働者側がおこした労災不認定取消し裁判に、使用者の補助参加を認めたレンゴー事件(2001年)、また、労災認定を不服とする使用者がその取消しをもとめた総生会事件(2017年)がありました。現在あんしん財団の事案は最高裁にかかっています。山岡弁護士は「メリット制の問題点」として①労災に労働者と事業主の対立を持ち込む、②労災隠しのきっかけとなる、③労災防止努力と必ずしも結びついていない、④小規模事業主との間の不公平を生じる、⑤政策的な恣



意性をあげ、労災制度の趣旨を真に実現するための制度設計を再考すべき、と提起しました。

あんしん財団の事案

あんしん財団事件担当の嶋崎量弁護士からは事件について報告がありました。そもそもの始まりは2015年4月に行った遠隔配置転換・過大なノルマなどが原因で労働者2人(A・B)が精神疾患のり患により労災認定を受けたことです。財団は労働者Aさんの労災認定取消しを求める訴訟を提起。地裁では認められなかった使用者の原告適格について東京高裁が認め、国と補助参加する被災者が最高裁に上告しています。

財団はこの裁判の他にも被災労働者を被告として
(2面につづく)

〈今月号の記事〉

ホームヘルパー国家賠償訴訟……………	2面
民主法律協会権利討論集会……………	3面
各地・各団体……………	4～6面
東京センターから労働行政への意見／私の一冊……………	7面
情報のページ(労災保険料の改訂)……………	8面

労災申請にあたって虚偽申告をしたなどとする損害賠償裁判、また労働組合と委員長を被告とする名誉棄損の裁判などいくつものスラップ裁判ともいうべき裁判を連発しています。

嶋崎弁護士は、裁判所に提出した被災者の陳述書を示し、使用者が労災認定について、労使紛争での悪用や被災者の生活を破壊すること（受給していた休業補償の返還）、労働者の精神的苦痛などをあげ、さらに労働者が労災申請をためらうことにもつながると指摘しました。最高裁では絶対勝訴判決を得る、と強く決意を語りました。

再発防止対策を

全国労働安全衛生センター連絡会議の川本浩之さんは、「メリット制が労災請求に協力しない理由となっている」とし、「懲罰的な保険料引き上げよりも再発防止対策費の補助を」と提起しました。

全労働省労働組合の森崎巖さんは、第一線を担っている現場からも「メリット制は労災隠しの温床になっているという声が多い」と語り、東京高裁判決が確定してしまうと「特定事業主にたたかう場をあたえることになる」と指摘しました。「メリット制は構造上、労災保険の考え方が両立しない。存続の有無を含め、抜本的な検討をすべき」と述べました。

立証がますます困難に

過労死弁護団の玉木一成弁護士は、「過労死事案では被災者側が業務起因性を立証することが困難。特にハラスメント関連の事案では会社が隠蔽しようとすることが多い。メリット制が、より非協力的な会社にするのが考えられる。あんしん財団の高裁判決のとおり、会社側から不支給決定を訴えること



川本浩之氏



森崎巖氏



佐々木亮弁護士



寺西笑子氏

ができることになると、労基署もより認定に対して厳しくなることが予想される。高裁判決を確定させてはならない」と訴えました。

そして、過労死を考える家族の会の寺西笑子さんは、最高裁に対して、会員43人の上申書を提出したこと、万が一、事業主が訴えられることができるようになれば、労災申請を躊躇する人が増える、そのことは職場の業務改善をも行われないう状況になることをとても心配していると発言しました。

誰に寄り添う制度なのか

最後に労働弁護団の佐々木亮幹事長が、指摘されたメリット制の問題点をまとめ、被災者や遺族の悲痛な叫びをできるだけ早く救っていくのが労災保険制度であり、メリット制は廃止または抜本的な見直しをすること、そのためにあんしん財団事件では、絶対に最高裁勝利を勝ちとろうと呼びかけました。

(全国センター 岡村やよい)

「直ちに違法とは言えない」と請求を棄却

非正規の「登録ヘルパー」は移動時間や待機時間、利用者の都合によるキャンセル時の一部賃金の支払いを受けておらず、このような労働基準法違反の状態を国は知りながら是正しなかったと、国に対して損害賠償請求を行った裁判の判決が2月2日、東京高裁で出されました。



訴えたのは3人の女性ヘルパー。判決で谷口園恵裁

判長は「直ちに違法とは言えない」と請求を棄却しました。

一方で、ホームヘルパーのおかれた現状について「賃金支払いの法令順守や賃金水準の改善、人材確保が長年の政策課題とされながら解決されていない」と介護保険制度の問題点を認めました。

判決後の報告集会原告の藤原るかさんは「訪問介護は崖っぷち。裁判長は課題に踏み込んでくれた」と話しました。

国は来年度の介護報酬改訂で訪問介護基本報酬を引き下げるとしています。原告は最高裁への上告を行いました。

労働者の権利を守ることは民主主義を実現するたたかい

民主法律協会2024年権利討論集会開催

2月17日、エル大阪にて民主法律協会の権利が開催されました。午前中の全体会と午後の「いのちと健康を守る」の分科会の様子をご紹介します。

はじめに協会の豊川義明会長から「労働者の権利を守ることは民主主義を実現する大きな闘いであり、そのことは戦争か平和が問われている今、まさに重要な課題である」と開会あいさつを行いました。

ケア労働者の賃上げが重要な課題

記念講演は、全労連の黒沢幸一事務局長から「新時代の労働運動とは」をテーマに行われました。黒沢事務局長は、「たたかう労働組合＝ストライキのできる労働組合」への期待が高まっている今、そのことを抑え込もうとする動きも急であり、まさに「せめぎあいの時代」を迎えていると現在の情勢を特徴づけました。実質賃金が下げられ続けてきたことに對し、大幅賃上げ一特に非正規労働者、女性労働者の賃金アップ、そして、昨年の春闘では全体的にアップが行われたといわれるなか、ほぼ据え置きとされたケア労働者の賃金アップが重要な課題であると指摘しました。

新時代の労働運動とは

「新時代の労働運動とは」について、①「たたかう労働組合がスタンダード」、②「労働組合民主主義」が貫かれること、③ストライキでたたかえること、④産別や地域での統一闘争をつくる、⑤要求の求心力で仲間を増やすこと、⑥組合員が自覚的に力を発揮すること、の6点を提起しました。

日本でも、職場の働く人の要求をていねいに聞き、最も切実な要求をもつ当事者を労組の仲間として迎えることで、要求を実現している事例を報告。注目されているアメリカの労働運動の高揚も、一つひとつの要求実現の積み重ねの上に実現していると全米自動車労組、ハリウッドの俳優組合のストライキなどの事例を紹介しました。

全労連約100万人の組合員の一人ひとりが自覚を高めることが、パワーを最大限に発揮し、大きな力で発展できることにつながると締めくくりました。

今こそ日本国憲法を生かすとき

全体会の最後に、大阪憲法会議幹事長の丹羽徹龍谷大学教授が、日本国憲法の基本に立ち返って、敵基地攻撃能力の問題やパレスチナ問題について特別



記念講演の全労連・黒沢事務局長

発言を行い、今、徹底した平和主義の日本国憲法をいかすとき、と訴えました。

過労死をめぐる問題から

午後からは①裁判・労働委員会闘争の課題を展望する、②働く人の平等!なくそう非正規差別、③命と健康を守る、④「雇用によらない働き方」トラブル解決の手引き、⑤大阪の未来のために私たちが今できることを考えよう、の5つの分科会が行われました。

そのうち、③の分科会では、〈働き方改革で適用除外となっていた業種の過労死問題〉と〈精神障害の新しい認定基準について〉の2つをテーマに報告、討論が行われました。「適用除外」の3職種も今年4月から適用になるが、過労死ラインさえ守られないタガが外れたままで、その象徴が医師の年間1890時間という例外を認めていることだと松丸正弁護士が指摘しました。そして、甲南医療センターの医師の過労死事案を担当している波多野進弁護士から、事件の経過と取り組みについて、そして亡くなった医師の母親である高嶋淳子さんから、遺族の心情が切々と語られ、「同じことが繰り返されないように」医師の過労死家族会を結成した。「応援してほしい」との訴えがありました。

精神障害の新労災認定基準については、立野嘉英弁護士から詳細な解説が行われ、前進面を最大限活用しようと呼びかけられました。

また、労災の遺族年金において、男女で規定が異なっている問題についての発言があり、法の下の平等を定めた憲法をないがしろにする規定であり、現在申請している人への支援が呼びかけられました。

今回で52回目を迎えた集会で、働くものの権利を守るたくさんの事例と意見交換が行われました。

(編集部)

各地・各団体のとりくみ

原発

原発はただちになくし海洋放出中止を 院内集会・署名提出と政府交渉

2月7日、参議院議員会館で「福島と日本の海を守る2,7院内集会 署名提出&政府交渉」がありました(ふくしま復興共同センター・原発をなくす全国連絡会共催)。参加者42人(内福島県から18人)。

「海洋放出の中止と汚染水の新たな発生を防ぐための抜本対策をとってほしい」署名1万6345筆、昨年集めた「強行するな」署名の未提出分8万8000余を政府(原子力規制庁)に手渡し、要望事項についての回答を聞きました。

回答:業者・福島県民・住民の合意がないまま進めた放出の中止を一国内外で実績があり、モニタリングがしやすい(可能である)ことから海洋放出を採用した。引き続き安全確保と風評対策に万全を期していきたい。

安全性の再検討と原発再編成の見直し―能登半島地震の結果について審査に反映する。

原子力災害指針の見直しを―1月17日の規制委員会で自然災害と原子力災害の複合災害が起きたときの対応について、能登半島の状況を踏まえても、指



写真提供:「民医連新聞」

針の考え方を大きく変更するものではない。

院内集会では、ふくしま復興共同センター・野木茂雄代表から、福島第一原発の現状報告がありました。「結論から言って、廃炉の見通しは立っていない。これまで進めてきたことは、当初の計画から遅れ続けている。さらに1号基の原子炉圧力容器を支える土台の壁がほぼ全周にわたって損傷し鉄筋がむき出しになっている。2・3号基は格納容器の上蓋に高濃度のセシウムが大量に残っていることが判明した。アルプス処理水の海洋放出も30年で終わるめどは立っていない。国と東京電力は最長で2051年までに廃炉を完了させる計画だが、絵に描いた餅になりつつある。原発はただちにゼロにする。これが福島原発事故の最大の教訓だ」。(編集部)

過労死 防止

防止法施行から10年―新たな前進を 過労死防止全国センター拡大幹事会

1月27日、過労死防止等対策推進全国センターの拡大幹事会が行われました。今回も完全オンラインで全国から約50人が参加しました。

防止法制定から満10年

はじめに、川人博代表幹事は次のようにあいさつ。「今年は防止法施行満10年を迎える重要な年になります。様々な取り組みが行われて前進を感じるとともに、新たに議論すべきこともあります。一つは労働時間とは何か。出張、自宅での作業、社内での自己研鑽等、労働時間の考え方を正していかなければなりません。2つめは法成立時よりもハラスメント事案の比重が急激に増えている点があります。宝塚の事案でも見えてきましたが、ハラスメントの原因の分析をしていかなければなりません。欧州では週4日勤務が試行されてきています。先進的な動きもセンターの課題としていきましょう。」

夏の総会に向けて方針強化を検討

厚労省、そして各地・各団体の取り組みの報告が

行われました。過労死弁護団の玉木一成事務局長からは弁護団総会で労災認定や労働者性の問題について議論したこと、ハラスメント事案の分析を行ったことが報告されました。

ストップ！過労死全国ニュース
第15号 2024年1月27日発行

発行：過労死防止等対策推進全国センター HP: <http://www.stopharoshi.net/>

◆東京事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-22-17
12F 5号室 川人博代表幹事事務所内
TEL: 03-3813-6000 FAX: 03-3813-0902

◆大阪事務局
〒530-0031 大阪府北区西成 4-4-17
8F 岩城事務局長事務所内
TEL: 06-4304-3300 FAX: 06-4304-3206

【巻頭挨拶】ハラスメントの時代
―宝塚歌劇団女性の死はなぜ発生したのか―

過労死防止等対策推進全国センター 代表幹事 川人 博
過労死弁護団全国連絡会 代表幹事 玉木 一

2023年9月30日、宝塚歌劇団入団1年目の25歳の女性(被災者)が死にました。死に原因は、長時間労働のため機体の疲労不足に起因していたこと。さらに、主幹等によるパワハラで精神的ストレスが蓄積に達したこととされています。

劇団は、5つの観に分類されて公演・観客を行っているが、被災者は、音(それら)に属していた。劇団側からは、宝塚音楽学校(1949年)を卒業した劇団員46名の成績を等級に振り分けられ、入団1年目は「長の類」と呼ばれ、下級生のまとめ役となるシステムをと

会に合わせて「ニュース」15号を発行

また、過労死防止学会の黒田兼一前会長からは、昨年の大会で人事体制を強化したこと、今年の学会は8月31日～9月1日に大阪経済大学で開催する予定で準備していることが報告されました。

また岩城事務局長から、夏の総会に向けて、①過労死防止「大綱」の改訂に向けた意見を集約していくこと、②防止センターの組織体制と役割分担の変更などを検討していることが報告されました。

最後に寺西笑子共同代表が「各地の取り組みを活かして10年目の活動を勧めましょう」と呼びかけました。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

自交
総連

安心・安全な地域公共交通を守りぬく ライドシェア解禁阻止1日行動

現在、タクシーを根底から破壊するライドシェア(白タク)の導入が強行されようとしています。

道路運送法の第78条では、タクシーが供給できない場合に自家用車を使用することを、1号=災害のために緊急を要するとき、2号=タクシーが成り立たない地域において限定的、3号=公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合に、地域・期間を限定した運送のみ認めています。「自家用有償旅客運送」の運送主体は市町村やNPOとなっています。二種免許を持たない者が自家用車を使用して有償で利用者を運送することからライドシェアと混同している人がいますが、全く違うものです。

タクシーには安全確保のために道路運送法で厳格な規制がかけられていることから、ライドシェア解禁派は、自家用有償旅客運送の規定に、突破口となる施策を盛り込み、規制を緩和・撤廃しようとしています。

自交総連は1月30日に「ライドシェア解禁阻止1日行動」として、駅前宣伝、国会内決起集会、議員

要請を展開しました。国会内決起集会では、全視協の藤野総務局長から「プロだからと信じき



R S断固阻止へ突き上げる参加者

っており安心。怖い思いをしたことはないが、ライドシェアって本当に怖いと思う。視覚障がい者が1人で安心して乗れるタクシーを守っていきたい」と激励の挨拶を受け、参加者した地方の仲間は阻止運動に確信がもてたと述べました。多くの利用者が求めているのはルールなき白タクではなく、安心・安全なタクシーの充実です。突破されてはならない境界を死守するためにも広範な仲間を集めて組織の力を総動員して奮闘します。

私たち自交総連は、どのような形態のライドシェアであろうと反対し、利用者・タクシー労働者のため安心・安全な地域公共交通を守りぬく決意を決起集会で意思統一しました。

(自交総連 高城政利)

愛知

介護施設の問題は福祉の問題

パワハラ懇談会

ハラスメント懇談会が12月23日に行われ、サニーライフ豊橋のパワハラを題材に意見交換しました(写真)。

2019年12月、サニーライフ豊橋の支配人のパワハラや労働時間管理の不正に対抗して初の労働組合が結成され、2022年2月には不当解雇で提訴。11回の審理がコロナ禍で電話裁判で行われました。

サニーライフは全国で150社有ります。会社の事務所には各会社のランキング表の提示が有ります。私が入社したころは約125社。入居率、電気、水道料金、ワゴン販売、喫茶等の売り上げノルマを競わされ、支配人の指示に従わない職員への長時間の叱責が繰り返されました。それは夜勤明けのヘルパーにも。叱責時間はサービス残業でした。

ワゴン販売はヘルパーが各居室に出向き、菓子、電池、ティッシュペーパー、梅干し、ふりかけ等を売ります。1日のノルマは1万円で達成しないと支配人に叱責。私が看護師として、糖尿病や高血圧の疾患がある利用者に売るのは問題だと訴えると、病気がない利用者に売る事を指示されました。

入居金を高額にするため、1日8回のおむつ交換が契約されています。できずに破棄し



ていたヘルパーを叱責し、確認のためにおむつ交換が終了したゴミ袋の重量測定をさせるなどしていました。

参加者から、「うちの介護施設でもハラスメントがあり、介護職が退職に追い込まれている」「上司から執拗に大声で叱責され、PTSDになった」「委員長は入居者のことも職員のこともよく考えており、施設に必要な人だ。声を上げる人は必要」と共感の声や激励が有りました。「介護施設の問題は福祉の問題。本来なら国が責任を持つべきなのに国が手を離して金儲けの手段とした。これが大きな問題。支配人も上から順位を付けられ、締め付けられていることが、ハラスメントに繋がっている。勝利判決を勝ち取ろう」と閉めて頂きました。

(サニーライフ豊橋執行委員長 額額多津子)

各地・各団体のとりくみ

建交労

部会初の試みか?回覧板の広告募集に応募 健康相談会開催

北信越労職合同支部愛知分会は2月8～9両日にわたり、愛知県高浜市において無料健康相談会を開催しました。コロナ流行時期は接触を避けるため、電話相談にしていたので久しぶりの対面健康相談会になりました。

高浜・碧南市は、どちらも窯業が盛んであり、『日本三大瓦』に数えられる三州瓦の主産地として知られています。

碧南市は隣の西尾市とともに鋳物でも知られ、これまでもじん肺の認定を受けた人がいます。

衣浦港が重要港湾の指定を受けてからは、トヨタ関連の大きな工場や衣浦湾を挟んだ対岸にもJFEスチール（旧川崎製鉄と日本鋼管が統合し発足）や東海カーボン（かつて炭鉱離職者を多く引き受け、カーボンによるじん肺患者を多発）が軒を連ねています。まさにそうした大きな工場地帯のベッドタウンといえる場所です。

この地で相談会を開催するにあたり、分会では地域での告知にとりくみました。

高浜市の『広報たかはま』および西尾市の『広報にしお』への広告掲載、また高浜市の市立図書館や相談会の会場である高浜市いきいき広場にチラシを掲示してもらい、高浜市地域経済グループと協力してプレスリリースをおこないました。また、4月か



ら3年間高浜市内において使用される回覧板に広告を載せてもらうことになっています。

8日は左官をしていた父親が肺がんで亡くなったと姉妹で相談に来られました。その後、鉄工所で働いた難聴の男性、9日は大工をしていた父親が肺がんであるとの相談、また耳の聞こえが良くないと来られた男性、計4人の相談がありました。8日は北信越支部の濱田書記次長が応援に、9日の終了間近に知立にある西三河労連の方が「このチラシが入っていたが、建交労はどんな活動をしているのか見に来た」と、差し入れを持参で来られました。いろいろ話をしながら、相談会をする地域の地域労連などにも声をかけ、応援をお願いすることが必要ではないかと感じ、今後、参考にしたいと考えています。

（建交労『全国労災職業病部会』報より）

民医連

すべての看護職員・医療従事者の処遇改善を ナース★アクション

全日本民医連は、ナース★アクションとして、1月30日、2回目となる白衣の国会請願行動を約230人の参加で行いました（写真）。軍事費よりケア優先の社会へ「すべての看護職員・医療従事者の処遇改善を」「院内保育の子どもにも平等に予算措置を」がテーマです。

署名に取り組みを始めたのは昨年秋。短期間に「処遇改善」を求める署名は20万筆を超え、「高等教育無償化」の署名も10万筆を超えました。集会には、立憲民主党、日本共産党の衆議院議員13人が駆け付け、代理として秘書も多数、参加しました。

全日本民医連の川上和美副会長からは「今なお続くコロナ禍の中で最も困難なことは看護体制の脆弱性であり働き続けることのできる処遇改善が必要」「将来、人の役にたちたいと看護職をめざしている

学生たちが経済的な困難さからあきらめることのない状況を作らなければならない」と訴えました。



また、現場の看護師からは「断らない必死の現場の状況」を、看護学校の副学長は「学生の経済的困窮は学ぶ機会を失うだけでなく、それを発する言葉を奪い、自己を肯定することさえ失わせている」と訴えました。また、7つの看護専門学校自治会の学生もビデオで訴えを行いました。

集会は全日本民医連ホームページ「きらり・看護」のページでみることができます。（編集部）

東京センターが体験しているこの間の労働行政に関する問題点について

労災認定支援にあたり労働行政の問題点について報告します。

【その1】 労働時間管理をしていない事業所での脳血管疾患事例の業務外決定について

この間2例を経験している。労基署が発病前6か月間の「労働時間集計表」を作成。わずかに出張報告書などにより出退勤時間の把握はされているものの、他の日は定時の出退勤(例 8:30~17:30)で記載していく。結論は「過重な負担ではない」と不支給決定。請求者側は長時間労働のエピソードは有しているが6か月間の出退勤時間を作成するのは不可能に近い。労基署の労働時間集計表策定は明らかに「フレームアップ」である。この場合、6か月間の出退勤表の作成は認定に当たって必須要件か。

【その2】 精神疾患の労災認定者に対し、2年6か月にさかのぼって「症状固定・治癒」の判定は妥当だろうか。

大企業に勤めるHさんは、M労基署に症状増悪のため昨年約3か月間の休業補償請求を主治医の証明を得て提出した。不支給の通知を受けたので労基署に理由を糺すと「あなたは2年6か月前に症状固定・治癒」だと宣告された。その後、その間の労災からの療養費支給分の209万円の返還を求められた。

本人への治癒に関する予告もなく、かつ主治医の同意も得ずの暴挙であるとして本省と意見交換を実施。5か月後に本省からは「209万請求は説明不足で撤回。症状固定は撤回しない」との回答だった。果たして症状固定・治癒はどのようなプロセスで決まるのか!? 従来の判断と大きく乖離しているのではないか。

【その3】 精神疾患の請求者に対しての「踏み絵」の提案は妥当か

精神疾患のり患者が、労基署に労災申請した際、「申立書」の提出を求められた。従来から提出した書類だったが以下の新たな「設問」が加わった。

今回の労災請求に当たり、あなたから提出された申立書、資料等について、所属事業場、関係者(上司、同僚等)へ提示することを同意いただけますか。もし、同意いただけないとする場合には、お手数ですが、その理由を教えてください。

① 提示することを同意する
② 一部の資料を除き、提示することを同意する・提示を希望しない資料名()
③ すべての資料を提示することに同意しない
②、③を選択された方にお伺いします。
資料の提示に同意していただけない理由を教えてください。
理由()

以上の3点はいずれも被災者の請求権を犯し、労災保険制度の本来的主旨からの逸脱と考えています。

(東京センター 色部 祐)

私の一冊 ③⑦ 大阪センター 丹野 弘 『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』 ヒュー・G・ギャラファー

第2次世界大戦中の戦争犯罪のうち、代表的なものとしてアウシュビッツ強制収容所で行った青酸ガスによるユダヤ人の大虐殺(ホロコースト)が挙げられます。その政策的・技術的基盤は、ドイツ第三帝国で「生きるに値しない命」とみなされた精神障害者や知的障害者、身体障害者などを医療施設内で一酸化炭素ガスを使って「安楽死」させる「T4計画」です。犠牲者は20万人以上。並行して行われた奇形や知的障害を有する子供を「安楽死」させる「子供計画」の犠牲者は5000人以上です。

青年期に罹患したポリオの後遺障害で車いす生活となった著者は、ナチス関係の文書・記録を丹念に渉猟し、本書「T4計画」と「子供計画」、計画実行における医療施設と精神科医や小児科医の役割、企画・実行段階での良心的な医師・教会関係者・裁判官の排除、第二次世界大戦後の医療関係者の責任追及、戦後ドイツ医学界の態度等を紹介します。

本書を読むと、社会ダーウィニズムの影響を受け、偏見と差別思想に満ちた20世紀の優生思想が国家権力と結びつき、医学界の権威者の後押しを受けなが

ら障害者の抹殺政策に正当化され、普通の医師や看護師が次第に狂気を帯び殺人者に変貌する過程に戦慄を覚えます。また、1939年秋から始まった「T4計画」が、殺人施設の周辺住民の混乱、安楽死の実行を知った犠牲者家族や良心的教会関係者からの抗議をうけ、1941年夏に中央政府は計画

中止。しかし地方では徹底されず「野生化」し、第2次世界大戦後も一部の医療・福祉施設で医師の「通常の作業」として、障害のある人や子供の「安楽死」が続けられていたことには驚きを禁じえません。

身体と精神障害者、知的障害者だけでなく、外国人や少数民族、LGBTなど性的少数者、特定疾患の患者等の社会的少数者は、偏見と差別にさらされ存在が否定されがちですが、本書は大多数の無関心者に対する警世の書となります。



現代書館 新装

インフォメーション

6年ぶりの労災保険率改定～平均料率は1000分の4.4に

17業種で引き下げ、引上げ業種は激変緩和

厚生労働省は、2024年度の労災保険料率を6年ぶりに改定しました。労災保険料率は3年ごとに見直しされることとなっていますが、新型コロナの影響をふまえ、3年前の見直しが見送られていました。

今回の見直しにより、平均の労災保険率が1/1000引き下げられ、4.4/1000となります。引き上げされる業種はパルプ・又は紙製造業(6.5→7)、電気機械器具製造業(2.5→3)、ビルメンテナンス業(5.5→6)の3業種で、34業種が据え置き、17業種が引き下げとなっています。

1998年度以降の改定経過 (単位: 1/1000)

1998年度	2001年度	2003年度	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度	2018年度	2024年度
9.4	8.5	7.4	7	5.4	4.8	4.7	4.5	4.4

特別加入保険料と労務費率も一部引き下げ

特別加入保険料率の改定も行われます。特別加入保険料の改定は、5業務で引き下げとなり、その他の20業務は据え置きです。また、海外派遣労働者の特別加入保険料も据え置きです。

改定される業務は、下表のとおりです。

労務費率は2事業が引き下げ改定となります。引き下げとなるのは①鉄道又は軌道新設事業で24%から19%に、②その他の建設事業は24%から23%にそれぞれ引き下げとなります。 (編集部)

特別加入保険料率 (改定分のみ抜粋) (単位: 1/1000)

	現 行	改定後
個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付き自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11
建設業の一人親方	18	17
医薬品の配置販売業者	7	6
金属等の加工、洋食器加工作業	15	14
履物等の加工の作業	6	5

労災保険率の業種別改定 (改定業種のみ抜粋・太字が引上げ業種) (単位: 1/10)

業 種	現行	改定	業 種	現行	改定
林業	60	52	その他の窯業又は土石製品製造業	26	23
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	金属材料製造業	5.5	5
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	金属製品製造業又は金属加工業	10	9
採石業	49	37	めっき業	7	6.5
機械装置の組立て又は据え付けの事業	6.5	6	電気機械器具製造業	2.5	3
食料品製造業	6	5.5	その他の製造業	6.5	6
木材又は木製品製造業	14	13	貨物取扱事業	9	8.5
パルプ又は紙製造業	6.5	7	港湾荷役業	13	12
陶磁器製品製造業	18	17	ビルメンテナンス業	5.5	6